

## 「ひなた認証飲食券（紙）発行要綱」

宮崎県は以下の要綱でひなた認証飲食券（以下、単に「飲食券」という。）を発行、販売、および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、業務委託	宮崎県（発行者）が、事務局に業務委託して、印刷・発行等し、1枚あたり1000円として利用可能とするもの。発行者は、宮崎銀行および九州電力に発行、販売、および換金業務を委託し、運用を行う。
2	発行総額	13億円（うち紙飲食券3億9,000万円）
3	販売総額	10億円（うち紙飲食券3億円）
4	プレミアム率	30%
5	申込期間	令和4年10月28日（金）～11月10日（木）必着 ※抽選
6	販売期間	令和4年12月1日（木）～12月14日（水）
7	使用期間	令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火）
8	飲食券の申込、発行・販売、払込方法	飲食券については、2セットを上限として、必要事項を記入のうえ、郵送で事務局に申し込む。当選者へ郵送される購入引換券を事務局が指定する販売店に持参の上、購入引換券および現金にて飲食券を購入する。
9	払戻し	利用者は、飲食券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。 ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。
10	取扱店、利用（利用者による取扱店への提示）期間	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店（利用者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について飲食券を使用した取引を行う個人又は法人）で飲食券を利用できる。
11	飲食券使用方法	飲食券について、利用者は、取扱店の確認の下、飲食券にて決済する。提示する飲食券が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店では、取扱店の判断により、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。
12	換金	飲食券取引金額の換金は、宮崎県が定めた方法により、取扱店の予め指定した預金口座に振り込む（振込手数料は事務局の負担とする）。

		換金のタイミングは、取扱店より毎月10日、20日、月末に事務局必着にて換金依頼書および使用済み飲食券を郵送し、事務局よりを当月20日、当月月末、翌月10日に振り込む（振込日が銀行休業日の場合は翌営業日）。また最終締め日は令和5年3月20日（月）必着とし、令和5年4月10日（月）に振り込む。
13	禁止事項	飲食券の他人への譲渡、飲食券にかかる偽造などの不正行為。

以上